

令和5年度第4回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 令和6年2月21日(水)午後1時00分から午後2時00分まで

2. 開催場所 四街道市障害者支援課2階会議室

3. 出席者

《出席委員》

塚本会長、酒井職務代行、原委員、平委員、松田委員、
川上委員、程田委員、木川委員

《事務局》

山崎健康こども部長、川田副参事、
齊藤国保年金課長、成島課長補佐、井本係長、片倉主任主事、鈴木主事

4. 傍聴人 0名

5. 議題

(1) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び四街道市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について(報告) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項)

(2) 四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成実施要綱の一部を改正する告示(案)について(諮問事項)

(3) 令和6年度四街道市国民健康保険特別会計予算(案)の概要について

(4) 令和6年度四街道市国民健康保険事業計画(案)について

(5) 第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について(諮問事項)

6. 審議の経過

別紙のとおり

令和5年度第4回国民健康保険運営協議会会議録

令和6年2月21日（水）午後1時～2時

四街道市障害者支援課2階会議室

--- 開会 ---

塚本会長

--- 会長挨拶 ---

山崎部長

--- 部長挨拶 ---

事務局
(成島課長補佐)

本日は、定数10名中、8名の委員の方々に御出席いただいております。
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数であります委員の半数5名に達しておりますので、会議成立となります。

四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。会長、この後の議事進行をよろしく願いいたします。

議長
(塚本会長)

それでは、皆さま改めてよろしくお願い致します。

はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本協議会においても明記する取り扱いとしたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いします。

--- 異議なし ---

議長
(塚本会長)

それでは、会議録には発言者名を明記することといたします。

さて、本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局
(成島課長補佐)

傍聴者はいらっしゃいません。

議長
(塚本会長)

では、この会議は運営協議会運営要領第3条の規定により、公開することになっておりますところ、本日の運営協議会の傍聴希望者はいませので、このまま続けさせていただきます。

次第の4、諮問に移ります。事務局、お願いします。

事務局
(山崎部長)

--- 諮問 ---

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>議題の(1)「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び四街道市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>--- 説明 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。</p> |
| <p>木川委員</p> | <p>今回の保険税率について、所得割・均等割・平等割の引き上げ方に、基準は何ですか。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>今回の改正案では、所得割のパーセンテージについては、県が示す標準保険税率の確定係数と同じ割合にし、均等割と平等割については、標準保険税率で示された額は、100円未満を切り上げています。</p> |
| <p>木川委員</p> | <p>税率の引上げ方を、市で独自に設定できない仕組みということですか。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>県が示す標準保険税率は、市が県に支払う「事業費納付金」を賄うために、県が試算した税率となっていますので、それに合わせて改正するものです。</p> |
| <p>川上委員</p> | <p>資料1-2の「4. 年金収入のモデルケース」の記載が「給与収入」となっていますが、「年金収入」ではありませんか。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>ご指摘のとおりです。申し訳ありませんが、給与収入ではなく、年金収入に訂正をお願いします。</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>ご質問・ご意見は出尽くしたようです。</p> <p>この議題については諮問を受けていますので、皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>--- 全員賛成 ---</p> <p>全員賛成。よって事務局案が妥当であることを市長に答申することとします。</p> <p>なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよ</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>ろしいですか。</p> <p>--- 異議なし ---</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。 「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（２）、２つ目の諮問事項、「四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成実施要綱の一部を改正する告示（案）について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>--- 説明 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p> <p>--- 特になし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>この議題については諮問を受けておりますので、皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>「四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成実施要綱の一部を改正する告示（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>全員賛成。よって事務局案が妥当であることを市長に答申することとします。 なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいですか。</p> <p>--- 異議なし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。 「四街道市国民健康保険短期人間ドック費用助成実施要綱の一部を改正する告示（案）について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（３）、「令和６年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>--- 説明 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p> |
| <p>木川委員</p> | <p>資料3の3ページに記載の繰入金について、その他繰入金の内容を教えてください。また、令和6年度に保険税率を改正して収入が増えると思いますが、財政調整基金に積み立てができる収支状況なのか教えてください。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>まず、その他繰入金については、保健事業費について一般会計から繰り入れるものですが、赤字補填目的の繰り入れにはあたりません。また、以前の本協議会での方針で、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れは行わず、県が示す標準保険税率に市の保険税率も合わせることにしているため、財政調整基金の残高は一定の水準で推移するものと考えています。</p> |
| <p>松田委員</p> | <p>令和6年度に行う歯科への受診勧奨にかかる事業費は、保健事業費に含まれますか。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>お見込みのとおりです。通知を送るための郵送料を計上しています。</p> |
| <p>川上委員</p> | <p>特定健康診査等事業の内、後期高齢者医療制度加入者の健康診査の費用を国保特別会計から一般会計に移したとのことですが、その理由は何ですか。 また、会計を変えたことにより、事業内容に変更はありますか。</p> |
| <p>事務局 (成島課長補佐)</p> | <p>後期高齢者医療制度加入者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合との委託契約に基づき実施しており、その費用は国保特別会計で支出し、健康診査受託料として収入していますが、受託料収入は消費税法上、課税売上にあたりません。この受託料を特別会計で収入していると消費税の申告義務が生じます。令和5年10月のインボイス制度開始以前は、委託料と同額を受託料として収入していたので、消費税の納税が生ずることはありませんでした。しかし、インボイス制度の開始後は、仕入税額控除で控除できない費用が発生するため、消費税の納税額が生じることになりますが、これを一般会計で収入すれば、消費税の申告、納付義務がないことから、令和6年度より一般会計に移行するものです。 また、事業の実施内容に変更ございません。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和6年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（4）、「令和6年度四街道市国民健康保険事業計画（案）について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>--- 説明 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問はありますか。</p> |
| <p>松田委員</p> | <p>歯科受診勧奨事業について、勧奨の通知を送った後、対象者が受診したかをどのように評価を行いますか。</p> |
| <p>事務局 (片倉主任主事)</p> | <p>令和6年度においては、対象者へ通知を送付する際に、受診したかの確認をするためのアンケートを同封することを予定しており、そのための郵送費も合わせて予算計上しています。</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>-- 特になし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「令和6年度四街道市国民健康保険事業計画（案）について」は以上とします。</p> <p>続いて、議題（5）、「第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について」を議題とします。</p> <p>こちらは、前々回からの諮問事項となっております。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>--- 説明 ---</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。</p> |
| <p>川上委員</p> | <p>資料5-2計画(案)の2ページ目に「医療費の適正化及び削減を抑制」と記載がありますが、「を抑制」は削除した方がよい気がします。</p> |
| <p>事務局 (齊藤課長)</p> | <p>確認して修正させていただきます。</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、皆様にお諮りしたいと思います。 「第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>--- 全員賛成一 ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>全員賛成。よって事務局案が妥当であることを市長に答申することとします。 こちらの答申書の作成についても、私に一任いただきたいのですが、皆様よろしいですか。</p> <p>--- 異議なし ---</p> |
| <p>議長 (塚本会長)</p> | <p>それでは、そのようにさせていただきます。 次第の6. その他に進みます。 事務局から何かございますか。</p> |
| <p>事務局 (成島課長補佐)</p> | <p>今回の会議が、皆様あのこの任期中で最後の会議となります。 3年間ありがとうございました。</p> |
| <p>事務局 (山崎部長)</p> | <p>ただいま説明のありました通り、本協議会におきましては、皆様の任期が、本年6月30日でございますので、本日が任期中最後の会議となります。これまで、塚本会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本市の国民健康保険事業の運営に関しまして、毎回熱心にご審議いただきありがとうございました。また、塚本会長におかれましては、会議の運営にご尽力いただき心より感謝申</p> |

申し上げます。これまで、委員の皆様より頂いたご意見を踏まえ、今後も健全な国民健康保険事業の運営に努めて参りたいと考えております。皆様におかれましても、これからも本市の行政並びに国民健康保険事業の運営にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

議長
(塚本会長)

事務局より説明がありました。
委員の皆さまから何かございますか。

--- 特になし ---

議長
(塚本会長)

それでは、本日の会議は以上としたいと思います。
ありがとうございました。